

# 地域活性化ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 木造廃校利用の際の用途変更に係る規制の見直し	1
2 - 建築物の用途変更を行う場合の既存不適格遡及適用対象範囲の見直し	1
3 - 既存不適格建築物の構造上一体増築の安全性確認基準の見直し	2
4 - 商業地域、近隣商業地域、準住居地域における倉庫業倉庫の用途制限の見直し	3
5 - 倉庫業倉庫に関する規制の見直し	4
6 - 機械排煙設備における排煙機能力基準の見直し	5
7 - 建築材料の防耐火性能認定試験の見直し	6
8 - 建築物の安全性に関する大臣認定期間の短縮化	7
9 - 建築物の避難安全性能に関する大臣認定期間の短縮化	8
10 - 大臣認定を取得した昇降機の軽微な変更による認定再取得時における手続きの見直し	9
11 - 建設業法に基づく技術者設置要件の緩和	10
12 - 建設業法上の法人の「役員」要件の見直し	11
13 - 電気通信工事・機械器具設置業における監理技術者資格者の要件緩和	12
14 - 都市再開発法区域要件の見直し	13
15 - 市街地再開発組合の設立要件の見直し	14

16 - 都市再開発法における都市計画事業認可手続と市街地再開発組合設立認可手続の簡素化	.....	15
17 - 実態上道路として使われていない道路を廃止する際の行政手続きの簡素化	.....	16
18 - 工期延長に伴う請負金額変更の可能化	.....	17
19 - 建設業法上の工事請負契約に関する契約の簡素化	.....	18
20 - 公共工事応札要件(監理技術者指定業種)の緩和・統一	.....	19
21 - 工場製作期間における監理技術者制度の適用要件緩和	.....	20
22 - 工事期間における監理技術者等の途中交代要件の追加	.....	21
23 - 点検整備等における業務発注要件の統一	.....	22
24 - 所管行政庁への報告が義務付けられた耐震診断実施者の資格要件の変更	.....	23
25 - 公拡法における届出免除区域の設定	.....	24
26 - 訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	.....	25
27 - 通訳案内士試験の改善	.....	26
28 - ITを活用した外国語ガイドサービスの普及開発に向けた通訳案内士法の解釈の明確化	.....	27
29 - 農山漁村・農林漁家における小規模・臨時の飲食店営業許可等の緩和	.....	28
30 - 農山漁村での小規模宿泊業の営業許可の規制緩和	.....	29
31 - 太陽光発電の推進に係る農地転用手手続きの簡略化	.....	30
32 - 地方都市の公園活用による、地域活性化	.....	30
33 - トレーラーハウスの健全な普及と新たな防災対策のための法的整備	.....	31
34 - トレーラーハウスを遊休地に設置による地域の活性及び防災対策のための法的整備	.....	32
35 - 公共交通機関による地方活性化について	.....	32

36 - 旅行業法の規制緩和について	.....	33
37 - 通訳案内士法の緩和	.....	33
38 - 地方自治体における行政財産の目的外利用の弾力化	.....	34
39 - 河川観光船の弾力的な運航を妨げる船舶安全法の規制緩和	.....	35
40 - 河川観光船の弾力的な運航を妨げる海上運送法の規制緩和	.....	36
41 - 商工会議所のベンチャー出資基準の明確化	.....	37
42 - 再生可能エネルギーの自家使用に対するインセンティブ付与	.....	37
43 - 建設業許可基準の緩和	.....	38
44 - 公拠法第5条(申し出)要件の緩和	.....	38
45 - 地域観光の振興に向けた民泊の実現	.....	39
46 - 旧耐震建築物を増築する場合の既存部分への構造耐力規定(現行法)の適用緩和	.....	40
47 - 外国クルーズ船に限った非検疫港へのファーストポートとしての特例的な入港	.....	41
48 - 検疫港指定条件の一つである対象船舶の入港隻数の緩和	.....	42
49 - 小規模な共同住宅における配置技術者専任制度の条件緩和	.....	43
50 - CLT工法について、建築基準法改正及び技術基準告示	.....	43
51 - 上水道事業の過疎債活用	.....	44
52 - 過疎地等交通空白地域における自家用有償運送の運用ルールの緩和	.....	44
53 - 都市再生特別地区における容積配分の自由度の向上	.....	45
54 - 地方の鉄道への「上下分離方式」の導入を	.....	45

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	26年 10月10日	26年 10月21日	木造廃校利用の際の用途変更に係る規制の見直し	<p><b>【具体的な内容】</b>            廃校(特に木造建て)を、宿泊を含んだ合宿や研修等の目的のために再利用する際は、例え営利目的(例:旅行業法上の宿泊施設提供の扱い)であっても、火を使用しない・管理が行き届いているなど一定の要件のもとで建築基準法上の用途変更に当たらないものとして頂きたい。</p> <p><b>【提案理由】</b>            廃校になった木造校舎は、都会では味わえない趣を有し、地域の観光資源やコミュニティースペースとして相当の価値があり、その再利用は地域活性化のための大きなポイントとなる。その一方で、建築基準法上の規制が障害となり、廃校となった木造校舎の再利用を進めることができていない。            これら木造校舎は既存不適格建築物となる場合が多く、用途変更を行う場合は、現行基準に合わせるために改修を行った上で建築確認申請を行う必要があり、相当の費用が必要となると同時に、そもそも木造校舎の味わいがなくなってしまう問題もあるため、活用方法はたくさんあっても、殆ど活用もできずにいる。また、あえて使用面積を限定して再利用している例もある(建築基準法第25条の1000平方メートルを超えないようにするなど)。例えば、学生の合宿所や、宿泊を伴ったイベントスペース等地域の活性化に利用するのであれば、その公的な役割や利用の実態(人の出入り等)には変化はない。また、東日本大震災にも耐えた校舎であれば耐震性も問題なく、火災に対しては火を使用禁止とするなど要件を付加すれば良い。営利目的であるかどうかは建築基準法上関係なく、むしろ営利目的を不可としてしまうと、再利用を担う事業者を相当に限ることになる。            廃校を地域の強みとし、地域活性化を進めるためにも、建築基準法上の規制の見直しをお願いしたい。</p>	とちぎ二ユービジネス協議会	国土交通省
2	26年 10月14日	26年 11月5日	建築物の用途変更を行う場合の既存不適格遡及適用対象範囲の見直し	<p>既存建築物の一定規模(例えば100m<sup>2</sup>未満)かつ一定の用途変更(例えば、物販店舗等を飲食店舗等に用途変更)については、既存不適格の遡及対象外とすべきである。</p> <p><b>【提案理由】</b>            建築基準法第87条第3項より、既存建築物の用途を変更する場合、(類似の用途間の変更を除いて)既存不適格の遡及適用対象となる。            このため、商業ビルのテナント入れ替え等、100m<sup>2</sup>未満の物販店舗を飲食店舗に用途変更する場合でも、遡及適用対象を免れず、ビル全体に与える影響に鑑みて用途変更を断念するケースもある。            一定の規模(例えば100m<sup>2</sup>未満)の既存建築物の用途を(例えば物販店舗等から飲食店舗等に)変更する場合については、既存不適格の遡及対象としないことにより、リノベーションが促進され、既存建築物の有効利用に寄与することが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁
3	26年 10月14日	26年 11月5日	既存不適格建築物の構造上一体増築の安全性確認基準の見直し	<p>階高に余裕のある部分の一部に中間階を増床したり、吹き抜け部分を床にする場合等、床面積は（例えば既存面積の1/10程度まで）増えても建築面積や建物階数・高さが増えないといった一定範囲内の既存不適格建築物の構造上一体増築の安全性確認については、後付けで対応できる耐震補強の手法での既存部分の改修も認めるべきである。</p> <p>【提案理由】          2012年9月の建築基準法施行令第137条の2の改正により、既存部分の1/2を超える増改築であっても、分離増改築（新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで増改築に係る部分とそれ以外の部分が接する増改築）の場合は、増改築部分が現行基準に適合し、既存部分が一定の耐震性能を確保すれば、既存不適格建物として存続可能となった。一方、既存部分の1/2以下の増改築であっても、増改築部分と既存部分が構造上一体である場合には、増改築部分と既存部分を合わせた建築物全体について、現行法に従った一定の構造計算による安全性確認が必要となる。          既存不適格建築物において、階高に余裕のある部分の一部に中間階を増床したり、吹き抜け部分を床にする等の増築は構造上一体増築の扱いとなるため、現行法に従った一定の構造計算による安全性確認が必要となる。ここで安全とは判定できない部分が出てくると、増築内容に比して大規模・非現実的な改修が求められ、結果として増築自体を諦めることとなる。          一定範囲内の既存不適格建築物の構造上一体増築（建築時の構造計算における許容範囲内の増築）について、分離増改築における既存部分の扱いと同様に、後付けで対応できる耐震補強の手法による既存改修で安全性が認められれば、増築が容易となり、既存建築物の有効活用が促進される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁
4	26年 10月14日	26年 11月5日	商業地域、 近隣商業地 域、準住居 地域における 倉庫業倉 庫の用途制 限の見直し	<p>倉庫業を営む倉庫において原動機を使用する場合であっても、「工場」とせずに、作業場の床面積制限なく倉庫業を営むことを認めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>倉庫業倉庫は、Eコマース等の伸長や物流会社の3PL事業の拡大に伴い、倉庫内作業の効率化を図るため、自動搬送設備や自動倉庫、ピッキングや流通加工等のためのフォークリフトやコンベヤ（これらはマテリアルハンドリング（以下「マテハン」）と呼ばれる）等の原動機を含む設備の導入が重要となっている。</p> <p>しかし、建築基準法第48条より、商業地域、近隣商業地域、準住居地域では、倉庫業を営む倉庫の建設が可能であるにもかかわらず、マテハンを導入した場合には、建築基準法上、原動機を使用する「工場」扱いとなり、その作業場の床面積は150m<sup>2</sup>以下（商業地域、近隣商業地域）あるいは50m<sup>2</sup>以下（準住居地域）に制限され、時代のニーズにあった倉庫開発が実質上不可能となっている。</p> <p>倉庫業を営む倉庫において原動機を使用する場合であっても、「工場」とせずに、作業場の床面積制限なく倉庫業を営むことを認めることにより、時代のニーズであった新規倉庫建設や既存倉庫の建替が進み、物流環境がより一層向上することが期待される。</p>	（一社）日本經濟団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁
5	26年 10月14日	26年 11月5日	倉庫業倉庫 に関する規 制の見直し	<p>倉庫業を営む倉庫について、防火区画の緩和、庇の建築面積算定方法の緩和、倉庫内の小規模な間仕切りに関する準耐火構造規制の緩和を行うべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①防火区画の緩和</p> <p>建築基準法施行令第112条より、倉庫業を営む倉庫は1,500m<sup>2</sup>毎に防火区画を設けることが求められている。そのため、倉庫にコンペア等の長いマテリアルハンドリングを導入しようとしても、防火区画内規制があるため、導入を諦めるケースが多く発生し、既存倉庫業の効率化が阻害されている。他方、倉庫を新設する際には、同法同条但書きの「やむを得ない場合」として、消火栓や避難誘導灯を設置すること等により防火区画の設定が免除される。</p> <p>既存倉庫についても、消火・避難設備の設置を充実させること等を条件に防火区画の設定が免除されれば、安全を確保しながら倉庫業の更なる効率化を図ることができる。</p> <p>②庇の建築面積算定方法の緩和</p> <p>建築基準法施行令第2条第2号より、倉庫業の建蔽率を算定する際、庇が1m以上突き出ている場合には先端より1m後退した部分までが建築面積に算入される。</p> <p>一定程度までの庇を建築面積に算入しないなど、建築面積算定方法を緩和すれば、豪雨時においても、大型トラックが庇の下で荷降・荷積作業を迅速に行うことができ、待機トラックによる交通渋滞やCO<sub>2</sub>排出量の防止、荷物の定刻運搬等が実現できる。</p> <p>③倉庫内の小規模な間仕切りに関する準耐火構造規制の緩和</p> <p>建築基準法施行令第112条第13項より、建物の一部が特殊建築物の場合は、その部分とその他の部分を準耐火構造の床・壁等で区画しなければならない。</p> <p>このため、倉庫内に伝票入出力作業場など事務作業をするために間仕切りを設置しようとする場合でも、倉庫部分と作業場を準耐火構造の床・壁等で区画することが求められると、本来不要なコスト増を招くこととなる。</p> <p>そもそも、小規模作業場のための間仕切りにまで準耐火構造を要求しなくとも、建築基準法に基づく防火安全対策が講じられており、倉庫全体の安全性は十分確保されている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日 所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
6	26年 10月14日	26年 11月5日	<p>機械排煙設備における排煙機能力基準の見直し</p> <p>機械排煙設備における排煙機能力（排煙風量）について、建物用途（病院など）、室容積等の条件に応じて柔軟な基準を設けるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>建築基準法施行令第126条の3の第9項より、同施行令第126条の2に定める建築物に設置される機械排煙設備の排煙機能力は、室用途・室容積に関係なく1分間に120m<sup>3</sup>以上で、かつ、防煙区画部分の床面積1m<sup>2</sup>につき1m<sup>3</sup>以上（2以上の防煙区画に係る排煙機の場合は最大の床面積1m<sup>2</sup>につき2m<sup>3</sup>以上）の空気を排出する能力を有するものでなければならない。</p> <p>しかし、排煙機能力が1m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>（2以上の防煙区画に係る場合は2m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>）の機械排煙設備は、起動時に避難用のドアにかかる圧力を考慮せずに基準が設定されているため、室容積が小さく、気密性のよい防煙区画で起動すると、ドアが開き難くなり、女性・子供・病人の避難に支障をきたす恐れがある。実際、竣工検査や定期検査において、排煙設備起動時に数人がかりでも避難階段扉を開けることができない事例が発生している。</p> <p>建物用途（病院など）、室容積等の条件に応じて、機械排煙設備における排煙機能力（排煙風量）の基準を柔軟に設けることで、起動時においても、建物内の避難対象者全員を支障無く避難誘導できるようになる。</p>	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	26年10月14日	26年11月5日	建築材料の防耐火性能認定試験の見直し	<p>一度国土交通大臣の認定を得た建築材料（発泡プラスチック系断熱材）の原材料の一部である発泡剤を、防耐火性能が従来と同等以上と評価できる新たな発泡剤に切り替える場合、簡易な審査により認定すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>建築基準法37条第2項より、建築物に使用する建築材料は、国土交通大臣の防耐火認定が必要であり、そのためには、性能評価機関における認定試験に合格しなければならない。建築材料の一部である断熱材（イソシアヌレートフォーム）の原材料の一つの発泡剤として、現在のHFC（フルオロカーボン）よりも高性能で地球温暖化係数が非常に低い発泡剤が開発されており、経済産業省も切り替えを後押ししている。</p> <p>しかし、既に認可を受けた認定書には試験体（断熱材（イソシアヌレートフォーム））の仕様が細かく記載されるため、新たな発泡剤に切り替える場合、従来と同等以上の防火性能を確保できるものであっても、性能評価機関の認定試験を全て（30～40種類）受験し直さなければならない。</p> <p>認定試験の再受験には3年程の時間および1億円を超える費用がかかるため、新たな発泡剤への切り替えが進まず、結果として、温室効果ガス削減が大きく遅れることになる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
8	26年10月14日	26年11月5日	建築物の安全性に関する大臣認定期間の短縮化	<p>建築基準法第20条第1号に定める高さが60メートルを超える建築物や、第2号の口で定める制震構造建築物、第3号の口で定める免震構造建築物について、大臣認定期間を短縮化すべきである（例えば、申請は速やかに受け付けるとともに、受付日から新規の認定の場合は必ず2ヶ月以内、軽微な変更の場合は必ず1ヶ月以内で認定する等）。</p> <p>【提案理由】</p> <p>高さが60メートルを超える建築物（建築基準法第20条第1号）や、高さが60メートル以下でも建築基準法第20条第2号の口や第3号の口に定める建築物は、その安全性について、国土交通大臣の認定（大臣認定）を受ける必要がある。</p> <p>2013年度の規制改革要望において、政府から、「大臣認定の審査期間の短縮に努めている」と回答があったが、現状では、申請してから認定を得るまで3ヶ月以上を要しており、大臣認定の申請前に、指定の性能評価機関において既に1ヶ月半程度の審査をしていることも踏まえると、4ヶ月～5ヶ月もの間、工事等に着手できず工期の長期化やコスト増を招いている。性能評価機関の審査と同等の1ヶ月半程度まで大臣認定期間を短縮することは可能と考えられる。認定期間が短縮されれば、工事着工、テナント入居スケジュールの明確化が図られ、経済活動の活性化に寄与することが期待される。</p>	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
9	26年 10月14日	26年 11月5日	建築物の避 難安全性能 に関する大 臣認定期間 の短縮化	<p>建築物の階が避難安全性能を有することについての国土交通大臣の認定期間を短縮すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>建築基準法施行令第129条の2の第1項が定める、建築物の階が避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けるためには、指定の性能評価機関により事前の手続きを経なければならず、しかも、性能評価機関における審査および大臣認定の申請から取得まで6ヶ月以上かかっている。このため、円滑かつ迅速なビジネス実行の大きな障害となっている。</p> <p>性能評価機関にて審査を経ていることを踏まえれば、大臣認定の申請から取得までの期間を短縮することは可能と考えられる。</p> <p>大臣認定期間が短縮されれば、施設の閉鎖期間が短縮され、テナントの早期入居が可能となり、経済活動の活性化に寄与することが期待される。</p>	(一社) 日本經濟団体連合会	国土 交通 省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁
10	26年 10月14日	26年 11月5日	大臣認定を 取得した昇 降機の軽微 な変更によ る認定再取 得時におけ る手続きの 見直し	<p>構造方法について既に大臣認定を取得した昇降機について、部品の改廃等の理由で軽微な変更を行い、大臣認定を再取得した場合、大臣認定番号が変わらないようにすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>建築基準法第68条の26に基づき、構造方法について国土交通大臣の認定を得た昇降機について、部品の改廃等の理由で軽微な変更を行う場合、同法施行規則第11条の2の3の第2項第2号より、大臣認定を再度取得しなければならないが、その際、認定番号が変わってしまう。</p> <p>大臣認定番号が変わった場合、所定の手続きなくして、新たな大臣認定における変更内容を当初の大臣認定で納めた昇降機に対して反映することができない。</p> <p>このため、同じ型の昇降機であるにもかかわらず、当初の大臣認定で納めた昇降機の部品を改廃後の部品に交換するには、特定行政庁に確認・指示に従い、建築基準法第12条第3項または同条第5項による報告を行う、あるいは、同法第87条の2の確認申請および同法第7条の完了検査を受けることにより大臣認定書を引き替えるという一連の手続きを踏まなければならない。しかも、全国各地の昇降機の部品を交換する度に手続きが生じており、大きな手間となっている。</p> <p>構造方法について既に大臣認定を取得した昇降機について、部品の改廃等の理由で軽微な変更を行い、大臣認定を再取得した場合でも、大臣認定番号が変わらなければ、既に納めた昇降機を所管する各々の特定行政庁に確認・大臣認定書の引き換えを行う必要がなくなり、事務手続きの大幅な効率化につながる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日 所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁
11	26年 10月14日	26年 11月5日 建設業法に 基づく技術 者設置要件 の緩和	<p>建設業法上の主任技術者、監理技術者の専任要件について、請負代金の金額を引き上げる等要件を緩和すべきである。また、例えば密接な関連のある二以上の建設工事を同一の場所または近接した場所において施工する場合等、数件の工事を兼務しても品質等に問題がないと判断できる工事においては、監理技術者の兼務を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の工事を下請施工せる場合は監理技術者を設置しなければならない(建設業法第26条第2項)。また、公共性のある工作物に関する重要な工事で工事1件の請負代金額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上となる場合、工事現場ごとに専任のもの(主任技術者あるいは監理技術者)を設置しなければならない(同第3項)。現状、建設工事の内容を問わず、請負金額により専任が求められるため、監理技術者等を配置せずとも建設工事の適正な施工を確保できる工事にも関わらず、不足する監理技術者等の確保がままならず、受注することがかなわないケースが生じている。例えば、電気工事・電気通信工事では、機器製作が工事の大部分を占め、現地工事が監理技術者等を必要とする規模にならないことも少なくない。さらに、現状では金額要件が税込金額とされることから、増税の都度、請負金額から消費税額を差し引いた税抜金額が引き下げられることとなっており、事実上、技術者設置にかかる規制は強化されている。加えて就業者の減少や高齢化により、監理技術者確保が難しくなっている中で、一定の場合に監理技術者の兼務を認めることで、施工効率の向上を図ることができる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
12	26年 10月14日	26年 11月5日	建設業法上 の法人の 「役員」要 件の見直し	<p>経営業務の執行に関して取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けていると実質的に認められる場合には、執行役員も建設業法第7条の「役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の「これらに準ずる者」として認めるとともに、建設業許可基準における役員経験年数の制限を緩和するなど、建設業法上の法人の役員要件を見直すべきである。</p> <p>また、「経営の補佐業務」に該当する具体的職位の判断が都道府県に委ねられ見解が異なるため例示をすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、法人が建設業の許可を受けるにあたっては、常勤である「役員」の一人が、（イ）許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者、または、（ロ）国土交通大臣に（イ）と同等以上の能力を有すると認定した者であることが求められている。「役員」の範囲の見直しについて、近年のコーポレート・ガバナンスの傾向として、会社法の改正に伴い、企業内における取締役の数が大幅に減少しており、実質的にその業務の多くを執行役員が遂行している実態がある。「建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号）において、「取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関する業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験」を認めており、会社の業務執行に関する意思決定に参画することが法令上担保されている取締役等から権限を移譲され、相応の業務執行経験を有する執行役員であれば、建設業法第7条に定められる「役員」の「これらに準ずる者」として認めて、建設業の適正な経営を確保することは可能である。</p> <p>さらに、例えば電気通信工事業や電気工事業等一定の業種においては、3年程度で一通りの業務経験を積むことが可能であり、建設業の適正な経営に必要となる知識や経験を備えているかについては、一律に「取締役」等としての経験年数要件を課すことは適切ではない。</p> <p>また、経営の補佐業務に関して、都道府県により、取締役でない支社長が補佐と認められるケースと認められないケースなどがあり、判断が異なるため、統一すべきである。</p>	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
13	26年10月14日	26年11月5日	電気通信工事・機械器具設置業における監理技術者資格者の要件緩和	<p>電気通信工事・機械器具設置工事の監理技術者資格者証取得について、令第5条の3で定めている指導監督的実務経験に必要な請負額を引き下げ「元請」要件を外すとともに、他業種における業務経験を実務経験として考慮する、講習・試験制度により実務経験年数の短縮を図る等、要件を速やかに緩和すべきである。また、施工管理技士検定種目に電気通信工事・機械器具設置工事を追加すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>電気通信工事・機械器具設置工事の監理技術者となるためには、元請で請負金額4,500万円以上の工事での指導監督的経験を2年以上有するか、一級の国家資格を有していることが必要である。しかしながら、電気通信工事では、近年の技術革新による据付機器の小型化・低価格化により、請負工事金額4,500万円以上となる工事が少なくなっている。機械器具設置工事についても、例えば昇降機の据付や回収に関する工事は、現在では建築工事の下請けとして受注する機会が多く、元請として4,500万円を超える工事案件は少なくなっている。資格者の確保が困難となることが予想される。また、実務経験で資格要件を満たすためには、一定期間の実務経験（大学卒3年以上、高卒5年以上、指定学科以外10年以上）が必要となるが、指定学科以外では豊富な現場経験がある場合においても、資格取得に長時間を有することとなる。電気通信工事や機械器具設置工事では、「技術士」の有資格者のみしか保有資格による監理技術者証の取得が認められていない。代替となる資格を拡充することで、新たな監理技術者の確保が可能となる。昨年の同内容の要望に対する回答でも「検討予定」となっており、速やかな対応が求められる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日 所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
14	26年 10月14日	26年 11月5日 都市再開発 法区域要件 の見直し	<p>都心部における再開発事業の促進を図るために、都市再開発法第3条で定める施行区域要件を見直し、すべての建築・宅地面積の中で耐火建築物が占める建築・敷地面積の割合が3分の2を超えない限り認定する、政令が定める耐用年限を短縮する、築年数の浅い建築物でも所有者の再開発事業への同意を条件に認定する、等の緩和をすべきである。</p> <p>【提案理由】          築年数の浅い大規模建築物など都市再開発法第3条に該当する建築物の建築面積又は敷地面積が、区域内にあるすべての建築面積の3分の1又はすべての宅地の面積の3分の1を超えると、再開発事業として都市再開発法の適用を受けられない。都心の木密地域など災害に対する脆弱性が懸念される地域における防災・減災対策や、ビルの省エネ化などエリア全体での低炭素化を進めるためには、再開発事業の推進が不可欠であるが、本規制により地域の一体的な再開発が妨げられているケースがある。</p> <p>要望内容のとおり緩和を図ることで、公共施設の整備・更新の他、都市の防災性能や環境性能の向上が図られるとともに、土地・建物所有者の意思が反映されやすくなる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
15	26年10月14日	26年11月5日	市街地再開発組合の設立要件の見直し	<p>市街地の計画的な再開発を促進するため、都市再開発法第14条に定める市街地再開発組合の設立要件について、宅地所有権者・借地権者「それぞれ」頭数の3分の2以上かつ宅地総面積と借地総面積の合計の3分の2以上の同意が必要とされているところ、特に頭数の「それぞれ」の部分を見直し、「宅地所有権者と借地権者の総数の3分の2以上」とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、都市再開発法に基づき、第一種市街地開発事業を進めるための市街地再開発組合を設立するためには、再開発を行う区域内の宅地所有権者と借地権者について「それぞれ」頭数の3分の2以上の同意が求められている。</p> <p>しかし、とくに借地権者が少数の場合、再開発事業に反対する借地権者の意向が過度に大きく影響し、全体では大勢を占める宅地所有権者や他の借地権者が再開発事業を推進したいと考えている場合でも、事業がストップしてしまう。</p> <p>都市再開発法では、組合設立後は土地所有者、借地権者ともに組合員として同じ立場となり、借地権者も土地所有者と借地権に応じて同等の権利を有する。組合設立時においても「宅地所有権者と借地権利者の総数」で同意要件を課すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日 所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
16	26年 10月14日	26年 11月5日  都市再開発 法における 都市計画事 業認可手続 と市街地再 開発組合設 立認可手續 の簡素化	<p>市街地再開発事業における行政手続の実務では、地方自治体が市街地再開発事業の都市計画決定手続を開始するに際して、都市計画決定後に行われる市街地再開発組合設立の認可申請時に必要とされる地権者の合意形成を図ることまで先に求めている。このため、都市計画決定に重ねて、組合設立認可にも地権者の合意形成手続（縦覧・公告・意見書の処理等）を行わなければならない。事業の都市計画決定手続と組合設立の認可申請手続を同時に（もしくは並行して）行える等、手続を簡素化すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>市街地再開発事業を施行するに当たっては、事業の都市計画決定の後、市街地再開発組合設立の認可を得ることが求められているが、都市計画決定の手続に際して、予め再開発事業により影響を受ける地権者の合意形成を図るよう地方自治体から指導されており、都市計画決定の段階で、権利変換を含む地権者の合意形成が概ね完了している場合が大半である。国から関係地方公共団体へ法律上必要のない要件を課すことがないよう再三通知されているものの、いまだに改善が図られていない。都市計画決定の手続と市街地再開発事業の認可の手続については、本来、目的が異なるものであるが、現実の手続においては都市計画決定時に地権者の同意が既に得られているにも係らず、その後の組合設立の認可申請においても事業計画の縦覧を行う等の重複が発生し、工事着手まで多くの時間がかかり、関係権利者の財産権に影響が出ている。現在、都市計画決定後、組合設立の認可申請を行っているがこれらを同時に行う、もしくは都市計画決定時に組合設立要件と同等の関係権利者の合意形成が図られている時には組合設立認可手続きの一部を省略できる等の改善を図ることで、事業期間が短縮され、魅力あるまちづくりが推進されることが期待されるとともに、施行区域内の建築物等の建築制限など関係権利者の財産権が制限される期間の短縮につながり、関係権利者の保護も図られる。</p>	（一社） 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
17	26年 10月14日	26年 11月5日	実態上道路 として使わ れていない 道路を廃止 する際の行 政手続きの 簡素化	<p>「道路の廃止」は、都道府県知事等による開発行為の許可が必要とされている。しかし、建築計画敷地内にある実態上道路として使われていない道路（私道であって二項道路（建築基準法第42条2項にある特定行政が指定した見なし道路）ではないもの等）の廃止については、開発行為の許可を不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>「道路の廃止」は、「土地の区画形質の変更」に該当し、都道府県知事等による開発行為の許可が求められている。しかし、建築計画敷地内の「実態上、道路として使われていない道路（私道であって二項道路でないもの等）の廃止であっても、都市計画法上の「32条事前協議」から「37条制限解除」まで、多岐に渡り関係各課と協議・締結を遂行しなければならない。（なお、前段の条件を満たす道路であれば、所有者の権利として、第三者の通行を封鎖することも可能と理解している。）</p> <p>なお、一般的には建築計画敷地内に存在する「道路の廃止」については、当該計画時に行政と事前協議を行っており、改めて開発許可をとる必要性はないものと考えられる。</p>	（一社） 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日 所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
18	26年 10月14日	26年 11月5日	<p>工事着手後、関連工事の遅れ及び工事中断等により、受注者の責によらない工事延期が発生した場合には、工期延長に伴い発生する必要経費について、請負金額変更の手続ができるように、国交省制定の公共建築工事積算基準に関して、あらかじめ工期を設定した経費算出方法に基準を改訂するか、工期延期にて発生する必要経費を実費精算もしくは経費のみを算出する方法を定めて精算できる等、見直しを図るべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>発注者（各地方自治体等）と請負契約を締結する場合、工事費の算定にあたっては、機器および工事に必要な資材（数量）を基に算出しており、現場作業時に必要な経費（現場事務所および現場代理人等）の積算については、直接工事費を対象額として各費目ごとに設定した率での計上を基本としている。</p> <p>そのため、機器および工事資材に関する設計変更が生じた場合は、それに伴う経費等については（率により）自動計算され、差額分が設計変更費として精算されることとなるが、機器及び工事資材の変更が伴わず、関連工事等の影響で工期変更のみが生じた場合には、現状の積算基準では、差額費用（延長分の現場事務所費および現場代理人費等）を算出することができない。</p>	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日 所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁
19	26年 10月14日	26年 11月5日	<p><b>建設業法上の工事請負契約に関する契約の簡素化</b></p> <p>建設業法では、億円単位の建設工事も、数千円の営繕工事も、受発注時に同じレベルの手続きが求められる。また、突発の緊急工事は、現場の手当が優先されることが多く、業法で求められる事前の書類交付が事実上できないことも多い。日常的に発生する小額営繕工事、突発の緊急工事を念頭に一定の条件を設けることで、手続きの簡素化・省略をすべきである。例えば、工事請負基本契約書が締結されている会社間では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①日常の営繕工事は、書類の記載事項を簡素化・省略する</li> <li>②緊急工事は、対応完了速やかに注文書・請書を交付する</li> </ul> <p>等の対応が考えられる。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>建築工事の請負契約にあたっては建設業法（第19条）により工事前の契約書、注文書・請書といった書面の相互交付が義務付けられ、その内容についても工事着手時期をはじめ、業法で定める事項の記載が必要とされるなど細かく規定されている。</p> <p>これらの対象となる工事については金額等の基準がなく、計画的かつ長工期で億円単位の建設工事と、突発対応も多い、日常の数千円・数万円の小規模・短期間の営繕工事が、同レベルの事務手続き（書類の記載内容、交付のタイミング）となっている。</p> <p>また、発注側の業法の認知度が低いため、物品購入や業務委託と同様の処理で工事発注されることもある一方、受注側は受注を優先し、発注側には正を求めることが難しいため、この点も業法の不履行につながりやすい。</p> <p>業法の目的である「工事品質確保や費用支払」の適正運用が担保されれば、その手段である手続の簡素化・省略は可能と考える。</p>	（一社） 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日 所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
20	26年 10月14日	26年 11月5日	<p>公共工事応札要件（監理技術者指定業種）の緩和・統一</p> <p>下水道施設（大型合併浄化槽を含む）の機械設備工事に従事する監理技術者の要件（業種）を「機械器具設置、水道施設、管工事のいずれでも可能」として全国で統一すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現状、下水道施設（大型合併浄化槽を含む）の機械設備工事に関する公共工事入札が行われる場合、発注者（地方自治体）が設定する応札要件のなかで、監理技術者の要件（業種）が、機械器具設置であったり、水道施設であったり、管工事であったり、または複数であったりと発注者毎に一律ではない設定となっている。</p> <p>同工事に関しては、発注者は違えど工事内容は同種であり、機械器具設置、水道施設、管工事いずれか一つの資格を有していれば技術管理が可能であることは、実際に各発注者が指定する監理技術者要件からも明らかである。同工事に関してはいずれの資格保有者でも対応可能であることを全国で統一することで、応札できる企業が増え、健全な競争が促進される。</p>	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
21	26年 10月14日	26年 11月5日	工場製作期 間における 監理技術者 制度の適用 要件緩和	<p>建築業法では、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、監理技術者の管理が必要とされているが、この工場製作期間を管理する監理技術者の資格取得要件については、「工事現場における実務経験を有していないくとも取得可能な監理技術者資格（工場製作期間限定）」を新設すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現状、監理技術者は、工場製作期間、現地施工期間に問わらず、工事現場での指導・監督的立場の実務経験が必要とされている。</p> <p>工場製作期間に関しては、技術者は現地着工前に店舗勤務の状態で工場製作における品質・工程等の管理を実施しており、工事現場での実務経験を取得することは難しい。このままでは、実際に工場で製作管理をしているものが監理技術者の資格を新規取得ができず工場製作期間の監理技術者が不足することが懸念される。</p> <p>工場製作期間において、工場製作の管理を行うものに限定して、監理技術者の資格取得要件を緩和し、当該技術者の確保を図るべきである。</p>	（一社） 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
22	26年 10月14日	26年 11月5日	工事期間に おける監理 技術者等の 途中交代要 件の追加	<p>監理技術者制度運用マニュアルにある監理技術者等の途中交代要件の「監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合」に、家族の介護の必要を理由とした配置転換等も加えるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>監理技術者制度運用マニュアル（2004年3月1日）では、監理技術者の途中交代が認められる場合として、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合に加え、①受注者の責によらない延長の場合、②工場から現地へ工事の現場が移行する時点、③大規模な工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合を挙げている。</p> <p>また現場では、「真にやむを得ない場合」について、監理技術者の死亡・傷病・退職のみと限定的に運用するケースもあると言われている。</p> <p>現実には、監理技術者本人の死亡、傷病に限らず、家族の介護等を理由に配置転換をする場合もあり、マニュアルの途中交代要件にある「真にやむを得ない場合」について、監理技術者の家族の介護の必要を理由とした配置転換も含まれるようマニュアルにて明確化すべきである。</p>	（一社） 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
23	26年 10月14日	26年 11月5日	点検整備等における業務発注要件の統一	<p>下水道施設並びに汚泥再生センターにおける設備点検整備及び小修繕業務等の本来建設工事の対象にならない業務に関する発注形態が、各地方公共団体によって「建設工事発注」扱いになっている場合がある。発注者側に「建設工事発注」と「業務委託発注」の適用区分を周知し発注内容の統一を図るべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現状、下水道施設並びに汚泥再生センターにおける設備点検整備及び小修繕に関しては、本来、建設工事の対象にならないにも関わらず、各地方公共団体でその発注形態の適用区分が統一されておらず、建設工事として発注される場合がある。</p> <p>これにより、業務委託契約であれば、作業責任者の選任で済むものが、監理技術者を求められることになる。</p> <p>また、平成26年6月4日公布（国土交通省）の建設業法改正に示される「施工体制台帳作成・提出義務について、下請負発注金額による下限撤廃」にともない、元請業者には書類作成義務が課せられる。</p> <p>こうした状況は、事業者に無用の負担を課すのみならず、中小事業者が本来受注できる業務を受注できなくなることが懸念され、早急に運用を見直すべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
24	26年 10月14日	26年 11月5日	所管行政庁 への報告が 義務付けら れた耐震診 断実施者の 資格要件の 変更	<p>所管行政庁への報告が義務付けられた耐震診断実施者の資格要件について、構造設計一級建築士であれば、登録資格者講習を免除すべきである。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>所管行政庁への報告が義務付けられた耐震診断を実施できるのは、建築士で、かつ、国土交通大臣が定める講習を修了した者となっている。構造設計一級建築士であっても、一部科目の受講が免除されるだけで講習自体は免除されない。講習は、対象建物の構造種別によって、木造耐震診断資格者講習、鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習の4種類あり、全構造種別を耐震診断できるようにするためにには4つの講習を修了しなければならない。</p> <p>構造設計一級建築士は、構造設計の専門家であることは当然として、構造設計一級建築士の資格取得時にも耐震診断・耐震補強が試験範囲の内容となっており、あらためて耐震診断資格者講習を受講する必要は無い。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日 所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
25	26年 10月14日	26年 11月5日 公拡法における届出免除区域の設定	<p>一定規模以上の土地（市街化区域：3,000m<sup>2</sup>以上）の売却に際し、課されている契約締結前の届出について、都道府県の判断により適用除外地域を指定できるようすべき。</p> <p><b>【提案理由】</b></p> <p>一定規模以上の土地（市街化区域：3,000m<sup>2</sup>以上）を売却しようとする場合、公拡法第4条により、契約締結前に都道府県知事に対して届出を行い、買取を希望する地方公共団体がいるか確認する必要がある。また、買取を希望する地方公共団体がない旨の通知を受けてから（または届出から）3週間を経ないと売買契約を締結することが出来ない。</p> <p>工業専用地域など、使用用途が限定され、地方公共団体が買取を希望する可能性は低いと考えられる土地についても一律に本届出が必要であり、円滑な土地取引の妨げとなっている。</p> <p>事前に適用除外地域を指定することで、より円滑・迅速な土地取引が可能となり、活発な土地取引に資することが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日 所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
26	26年 10月14日	26年 11月5日  訪日外国人 観光客に対 する査証発 給要件の緩 和・見直し	<p>観光立国の実現に向け、訪日旅行の需要が拡大する可能性がある国・地域等を念頭に、国内の治安維持の確保のための入国審査体制の強化・手続の合理化等と平行して、査証発給要件の緩和をさらに進めるべきである。また、中国については、個人観光客を対象に導入された東北3県数次ビザの一層の活用に向けて、対象エリアを東北6県、次いで全国へと順次拡大するとともに、査証発給審査の際の所得要件の緩和ならびに手続に必要とされる書類の統一を図るべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>政府が昨年7月に実施したタイ・マレーシアをはじめとする東南アジア諸国に対する査証発給要件の大幅な緩和は、タイで前年比7割以上も訪日旅行者が増加する等、訪日外国人旅行者1,000万人の達成に大きく貢献した。こうした成果を踏まえ、今後も、訪日旅行の需要が拡大する可能性がある国・地域等を念頭に、また、国内の治安維持の確保のための入国審査体制の強化・手続の合理化等と平行して、査証発給要件の緩和をさらに進めるべきである。また、中国については、2011年7月より沖縄を訪問する個人観光客、2012年7月より東北3県を訪問する個人観光客に対して、沖縄振興・震災復興の観点から数次査証が発給されている。震災で観光に大きな打撃を受けたのは日本海側も同様であり、東北全体の観光の復興に配慮するため、対象エリアを東北6県に拡大するとともに、治安等に大きく影響しない限り、次いで全国へと順次拡大するすべきである。また、発給審査の段階で厳しい要件を課しては、制度が有効に機能しない。所得要件の緩和を図るとともに、北京や上海といった中核都市と地方都市では支払能力を証明するために求められる書類（会社源泉徴収等、個人事業主の場合では住宅の登記簿、銀行の残高証明等）にも違いが出ているため、手続き必要書類の統一を図るべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	外法警務省省庁

番号	受付日 所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
27	26年 10月14日	26年 11月5日 通訳案内士 試験の改善	<p>観光立国に向け、報酬を受けて外国人に付き添い、外国语を用いて旅行に関する案内をするために資格が必要とされる通訳案内士の裾野を広げるため、年1回しか行われない通訳案内士の試験を複数回の試験実施に拡充するとともに、現在の一律の資格制度をレベル分け（例：1級、2級）すべきである。また資格の対象言語について、現在の10ヶ国語に加えてマレーシア語等東南アジア諸国の言語を追加すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在の通訳案内士制度に基づく通訳案内士は、都心部かつ英語での資格取得者に集中しており、訪日外国人旅行者2,000万人時代には地方を中心アジア言語等で案内できる人材が不足することが懸念される。現在においても、地域限定通訳案内士制度の創設やTOEIC等筆記試験免除の対象となる資格の拡大等、制度・運用の見直しが行われているが、依然として現場で通訳案内士が不足している。将来的に現状の2倍の訪日外国人旅行者に対応するためには、試験実施回数や試験会場の見直しを行い、希望者が受験しやすい環境を作るべきである。また、現在の通訳案内士試験の合格率が3割以下と難関となっている中で、現在求められているレベルより下のレベルの資格を設け、利用者が利用目的に応じて適切なレベルの通訳案内士を選択できるようにすべきである。加えて今後、経済成長と観光客に対する査証の発給要件の見直し等により東南アジアからの旅行者の増加が見込まれるなか、それに応じて現在の試験対象言語を追加すべきである。</p>	（一社） 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
28	26年 10月14日	26年 11月5日	ITを活用 した外国語 ガイドサー ビスの普及 開発に向け た通訳案内 士法の解釈 の明確化	<p>ITを活用した日本の観光のおもてなしの強化、ならびに、ITを活用した通訳観光ガイドシステムという新たなビジネスモデルの創出とグローバル展開を実現するため、外国人旅行者に対してクラウド技術等を活用して旅行に関する案内を自動的・機械的に行うサービスや観光客と同じ言語を話すスタッフが遠隔地（特に海外）から情報通信端末により旅行に関する案内をするサービスについては、通訳案内士法の規定する「通訳案内」に該当しないことを明確化すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>通訳案内士法では、「報酬を得て」「通訳案内をする（外国人に付き添い、外国人を用いて、旅行に関する案内をする）」ことを通訳案内士の業務としており（第2条）、通訳案内士でない者が報酬を得て、通訳案内を業として行うことを禁止している（第36条）。</p> <p>こうした中、昨今の技術進歩と共に、将来的にはたとえガイドが旅行者に付き添っていなくても、クラウドによる機械的・自動的対応で限りなく双方向に近い旅行に関する案内を外国語で行うサービスが可能になると考えられる。また、近い将来には、タブレットやウェアラブル端末を用いることで、外国人旅行者と同じ言語を話すスタッフが遠隔地から旅行者にきめ細かく案内を行うサービスも可能となるはずである。</p> <p>ITを活用した日本の観光のおもてなしの強化、ならびに、ITを活用した通訳観光ガイドシステムという新たなビジネスモデルの創出とグローバル展開を実現するため、上記のようなサービスの提供は通訳案内士が行う業務とは別物であり、現行の通訳案内士法の規制の対象とはならないことを明確化すべきである。</p>	（一 社）日本 経済 団体 連合会	国土 交通 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
29	26年 10月17日	26年 11月5日	農山漁村・農林漁家における小規模・臨時の飲食店営業許可等の緩和	<p><b>【理由】</b>            農林漁家が自ら生産した食材を使って飲食を提供する「農家レストラン」という業態がありますが、生産等の業務を抱えながらの業務となるため、少ない席数で面積が「小規模」または「臨時営業」というケースが存在しています。また、地域活性化のために集いの場として、「小規模」または「臨時営業」で開業する「コミュニティカフェ」といった形態もあります。            しかし、これらの者が飲食店営業許可を取る場合に、「小規模」「臨時営業」での開業に関する特段の措置はなく、一般的な飲食店と同様の施設・設備を求められるため、収入の割には開業資金がかかることが弊害となっています。</p> <p><b>【提案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○規制緩和の対象の範囲               <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁家主導による飲食店の場合で、小規模または営業時間・営業日数が少ない場合 (例:農家レストラン、飲食を提供する小規模の農家民宿等)</li> <li>・地域活性化を目的にした飲食点の場合で、小規模または営業時間・営業日数が少ない場合 (例:地域活性化を目的にしたカフェ、和食・郷土料理・家庭料理を提供する飲食店等)</li> </ul> </li> <li>○期待する緩和策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模・臨時営業の実態に応じた設備面(浄化槽を含む)の許可</li> <li>・地域活性化を目的にしたカフェ業に関する営業許可</li> </ul> </li> </ul>	民間団体	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
30	26年 10月17日	26年 11月5日	農山漁村で の小規模宿 泊業の営業 許可の規制 緩和	<p>農林漁業者による宿泊業「農家民宿」については様々な規制緩和が行われています(以下のサイト参照)。</p> <p><a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/pdf/kisei_kanwa.pdf">http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/pdf/kisei_kanwa.pdf</a></p> <p>現在、農山漁村において、農林漁家等に少人数でホームステイする学校教育旅行の受入れが全国的に行われていますが、農林漁家以外の住民が宿泊業の許可を受ける場合にはこれらの規制緩和を受けられないでいます。</p> <p>こうした取り組みは農山漁村地域の振興の一躍を担うため、農林漁家以外でも同様に開業に係る規制緩和が受けられることが望ましいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○規制緩和の対象(候補) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農山漁村の家屋」において「少人数・小面積」で「学校等との交 流を行う」場合</li> </ul> </li> <li>○緩和いただきたい要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易宿所の面積要件(33平方メートル以上)の撤廃</li> <li>・「少人数・小面積」に応じた施設・設備の条件の緩和</li> </ul> </li> </ul>	民間 団体	厚生 労働 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
31	26年 10月20日	26年 11月5日	太陽光発電の推進に係る農地転用手続きを簡略化	<p>(具体的な内容) 太陽光発電パネルの設置にあたり、耕作の用に供されていない農地については、農地転用手続きを簡略化していただきたい。</p> <p>(理由) 太陽光発電パネルの設置場所として、農地を活用することが考えられるが、農地転用に時間がかかるなど利用にあたり手続きが煩雑であり、参入を見送る事例が散見される。</p> <p>(現行規制の概要) 農地で再生可能エネルギー事業を行う場合、農地転用が必要であるが、転用が許可される市街化区域以外では、作物を生産している農地に設置される太陽光パネルの支柱部分のみ、一部農地転用が認められる制度となっている。</p> <p>そもそも農地転用手続きを煩雑であるため、耕作の用に供されていない農地であっても設置を見送る事例が多い。</p>	(一社) 第二地方銀行協会	農林水産省
32	26年 10月20日	26年 11月5日	地方都市の公園活用による、地域活性化	<p>内容 都市公園法を改正して、敷地内に新設できる施設を公園管理者の裁量で決められるようにしてください。</p> <p>提案理由 多くの人が利用しやすい場所にあっても、規制があつて施設整備が進まないという声があります。管理者の裁量を増やすことで、地域に必要な施設を公園内に設置することができ、地域活性化もすすみます。</p>	個人	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
33	26年9月19日	26年10月16日	トレーラーハウスの健全な普及と新たな防災対策のための法的整備	<p>国交省住宅局用語「トレーラーハウス」、国交省自動車局用語「トレーラー・ハウス」は1997年の経済閣僚会議により国内普及が始まりました。この製品は当初海外から輸入され日本国内で普及活用されておりましたが昨今、日本の国内企業も製造を始めております。国交省住宅局の通達に「随時且つ任意に移動できる物は建築物から例外として扱う」として通達しております(住指170号通達)そしてその用途は「住宅・事務所・店舗」としております。</p> <p>この「トレーラーハウス」を設置した際、自治体により建築物に該当するケースが出て来ており消費者及び事業者等で混乱が生じております。その多くの内容が「運用形態の解釈の相違」であります。</p> <p>そもそも移動できる製品として海外で活用されてきた製品が日本国内でも同様移動する事を前提としておりますが「運用形態の解釈の相違」が発生している時点で国民の生命、財産、平等が阻害されたことになります。</p> <p>また、海外(米国)等ではFEMA(連邦緊急事態庁)により被災地での早期復旧や復興の拠点として一時的に被災地に持ち込まれ不要になると元に戻されるシステムを構築しておりそのための備蓄として宿泊所として活用され維持管理されている事は70年の歴史を持ち、そのためを含めた法的整備がされており更には予算付けも行われ「国民の生命と財産が守られる」また、発災時における緊急予算が少なくなるようになっており国民負担の軽減にもなっております。よって、日本国としても諸外国を参考にし「トレーラーハウス」そのものを「運用形態の解釈」による事から一步踏み込み「製品としての構造」を明確にし「特殊な車両」と認める事による活用を行うことを求める。</p> <p>解決案として使用用途が「住宅・事務所・店舗」のため建築基準法に準拠した「安心・安全」な製品であり、道路運送車両法の保安基準を満たす事「平成24年12月通達により施行」ができる製品として普及する事で可能でありその様な法的整備が必要です。</p>	日本RV輸入協会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
34	26年 10月6日	26年 11月21日	トレーラーハウスを遊休地に設置による地域の活性及び防災対策のための法的整備	<p>国交省住宅局用語「トレーラーハウス」、国交省自動車局用語「トレーラー・ハウス」は1997年の経済閣僚会議により国内普及が始まりました。この製品は当初海外から輸入され日本国内で普及活用されておりましたが昨今、日本の国内企業も製造を始めております。国交省住宅局の通達に「隨時且つ任意に移動できる物は建築物から例外として扱う」として通達しております(住指170号通達)そしてその用途は「住宅・事務所・店舗」としております。</p> <p>問題点としては「自治体により運用形態の解釈の相違」により建築物として取り扱いがされており普及の妨げとなっております。</p> <p>このトレーラーハウスを地域の活性や移住交流の場として「宿泊所、地産地商用店舗、過疎地の医療」として活用し通常に運用し維持管理されることにより発災時に活用する事であります。海外(米国)ではFEMA(連邦緊急事態庁)による被災地での早期復旧や復興の拠点として一時的に被災地に持ち込まれ不要になると元に戻されるシステムを構築しており、そのための備蓄として宿泊所等として活用され維持管理されている事は70年の歴史を持ち法的整備がされております。日本国内で起こる多くの災害に対応できる政策は地域の活性に結び付く事は必然であります。</p> <p>そもそも移動できる製品として海外で活用されてきた製品が、我が国では「自治体により運用形態の解釈の相違」により普及の妨げは国民の利益に反するものであります。よって、我が国としても諸外国を参考にし「トレーラーハウス」そのものを「運用形態の解釈」による事から一步踏み込み「製品として構造」を明確にして「特殊な車両」と認める事による活用を行うべきであります。</p> <p>解決案として使用用途が「住宅・事務所・店舗の他」とし、建築基準法に準拠した「安心・安全」な製品であり、道路運送車両法の保安基準を満たす事「平成24年12月通達により施行」ができる製品、更には「一定の構造以上で生産された製品基準」を設ける(既に米国の構造基準の研究も進み)国内での生産が可能であります。これにより各地の「県産木」を活用した産業の育成、それらに伴う経済効果、災害対策が見込まれます。</p>	日本RV輸入協会	国土交通省
35	26年 10月21日	26年 11月21日	公共交通機関による地方活性化について	<p>内容 景品表示法を改正して、「総付景品の限度額」を公共交通機関に限定して、限度額を緩和してください。</p> <p>理由 地方経済の疲弊の理由として、公共交通機関の衰退があります。公共交通機関の活性化が、地方経済の再生に必要です。公共交通機関(バス・鉄道・タクシーなど)の広告収入などによる、乗車料金収入のみに頼らないビジネスモデルを伸ばすために、総付景品(キャッシュバックや割引など)の限度額の緩和を検討してください。</p>	個人	消費者庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
36	26年 10月24日	26年 11月21日	旅行業法の規制緩和について	第3種旅行業者の募集型企画旅行の商品造成において、営業所が所在する市町村やそれに隣接する市町村内での実施に限定されており、広域圏内の商品造成が出来ない。(例:高山市に所在する営業所では南砺市や金沢市を含んだ旅行商品を造成できない)第三種旅行業者が募集型企画旅行商品を造成できる範囲を営業所が所在する市町村の隣県まで拡大し、さらに広域圏内の募集型企画旅行商品の造成が出来るよう規制を緩和する。	岐阜県高山市	国土交通省
37	26年 10月24日	26年 11月21日	通訳案内士法の緩和	外国人旅行者に報酬を得て通訳案内を実施する場合は、通訳案内士の資格を取得する必要があるが、地域によっては通訳案内士の数が不足しており、外国人旅行者の受入体制の構築に支障がでている。そのため、市町村等が行う特定の研修を経た者は、その者が在住する市町村及びそれに隣接する市町村内で報酬を得て通訳ガイドを務むことができるよう規制を緩和してほしい。	岐阜県高山市	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
38	26年 10月28日	26年 11月21日	地方自治体における行政財産の目的外利用の弾力化	<p>地方自治法には以下のような規定がある。</p> <p>「238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> <p>2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。」</p> <p>これを、例えば、条文の「その用途または目的を妨げない限度において」の後に、「(当該普通地方公共団体の長が必要があると認めるときを含む)」趣旨を加える。</p> <p>理由:</p> <p>官民がそれぞれの知恵やノウハウ等を持ち出し合って行政財産を連携して使用するなどの地域活性化施策を展開するに当たり、上記規定については、目的外使用をできる限り限定するものと解釈されている実態もあることから、より弾力的に有効活用を促進することが必要である。なお、地方自治法第149条においては、普通地方公共団体の長が担任する事務として「財産を取得し、管理し、及び処分すること」があげられている。</p>	個人	総務省

番号	受付日 所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁
39	26年 10月30日	26年 11月21日	<p>河川観光船の弾力的な運航を妨げる船舶安全法の規制緩和</p> <p>現在、大阪では官民を挙げて水都大阪の魅力向上を通じて、大阪の都市ブランドの向上、大阪への観光振興に取り組んでいる。来阪観光客のニーズも多様化し、大阪でリバーカルーズを楽しむ観光客が増加している中、海上運送法の規制が緩和されれば、顧客ニーズへの弾力的な対応、タイムリーな河川観光船事業の実施につながり、地域経済の活性化に資する。</p> <p>具体的には、大阪における港の区域は、港則法施行令第1条別表第1の「阪神港」欄に規定されているが、この区域は、明治31年(1898年)に制定された開港港則で規定された区域がそのまま踏襲されている。大阪湾では、その後、埋め立てが進み、「阪神港」とされる区域の一部(明治期に開港された川口)は、臨海部から6.2キロメートルも川上にあり、港の区域と河川法による管理河川が重複する区域も多い。</p> <p>河川のみを航行区域とする大型観光船(総トン数20トン以上)が大阪市内を航行する際、同じ河川でも一部に港の区域が含まれる場合は、船舶安全法施行規則第7条に基づく航行区域の規定によって、同法施行規則第38条第1項に基づく臨時検査を受検しなければならない。その検査当日は当該観光船を運航できない上、臨時検査の度に、臨時検査手数料(8300円)と船舶検査証書交付手数料(4350円)が必要になり、河川観光船事業者のコストアップ要因になっている。</p> <p>船舶安全法施行規則では、船舶の安全性を確保するために、航行区域を変更する場合は臨時検査を求めている。平水区域(湖川、港の区域、その他船舶安全法施行規則第1条第6項に定める水域)と比べ、波の影響を受ける沿海・沿岸区域等では、当然、船舶が備えるべき設備・機能も重装備が必要となるが、同じ平水区域内においても、河川と港の区域をわずかな時間でもまたがって航行する場合には、臨時検査が求められている。</p> <p>しかし、埋め立てが進んだ大阪市においては、港の区域であっても、河川法による管理河川が重複する区域については、通常の河川水域と比較して、航行の安全性に大きな相違はないものと考えられる。</p> <p>そこで、大阪市内の河川法による管理河川のうち、安治川、尻無川、木津川においては、港の区域であっても、同法施行規則第7条に基づき、同一の航行区域と定めるものとする。このことにより、当該河川の港の区域を航行する河川観光船についても、臨時検査を求めないこととする。</p>	大阪商工会議所	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
40	26年10月30日	26年11月21日	河川観光船の弾力的な運航を妨げる海上運送法の規制緩和	<p>現在、大阪では官民を挙げて水都大阪の魅力向上を通じて、大阪の都市ブランドの向上、大阪への観光振興に取り組んでいる。来阪観光客のニーズも多様化し、大阪でリバーカルーズを楽しむ観光客が増加している中、海上運送法の規制が緩和されれば、顧客ニーズへの弾力的な対応、タイムリーな河川観光船事業の実施につながり、地域経済の活性化に資する。</p> <p>具体的には、河川の大型観光船(旅客定員13名以上)で、旅客からのオーダーメイドに応えた臨時のクルーズを行おうとすると、既に許可されている定期航路と酷似した航路であっても、その度に、事前に「不定期航路届出申請書」を提出しなければならない。このことは、弾力的な河川観光船の航行の妨げとなっている。</p> <p>河川観光船の航行は、海上運送法の適用を受けており、旅客定員13名以上の船舶で、許可されていない臨時航路のクルーズを実施する場合は、同法第20条で規定する「人の運送をする不定期航路事業」に該当し、「運航に応じコース、日程等を届け出しなければならない」ことが規定されている。</p> <p>臨時のクルーズの度に、事前に「不定期航路届出申請書」を提出しなければならないため、大阪の最大の観光資源の一つである「水都」を楽しみたい観光客の要望にタイムリーに応えられない状態を招いている。また、こうした規制があるため、河川観光船事業者は旅客定員13名以上の船舶導入を控える傾向にあり、「水都」観光の供給力が制約される一因になっている。</p> <p>継続的に一般旅客定期航路事業を営んでいる河川観光事業者に対しては、航路を特定せず、船着場等を基準(複数の船着場も対象とする)として、あらかじめ指定された航行区域の中では、事前に許可申請書を提出する必要なく、自由に航行できるよう規制を緩和する。</p>	大阪商工会議所	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
41	26年 10月30日	26年 11月21日	商工会議所のベンチャーアイデア出資基準の明確化	<p>商工会議所がベンチャー企業、特に創薬に関するベンチャー企業に出資し、民間からの出資の呼び水とする。</p> <p>【現状】 商工会議所法には商工会議所の企業への出資に関する具体的な規定はない。同法第四条において「営利を目的としてはならない」と規定がある一方で、第六条、第九条において「地区内の商工業の発達」を図る事業の実施が規定されており、ベンチャー投資の可能な範囲が不明確となっている。</p> <p>【対応】 商工会議所のベンチャー企業への出資は「営利を目的」に該当しないことから、これを認めることがある。または、一定の基準(出資先の企業の規模、商工会議所の財政に占める出資額の上限等)を設け、その基準内での出資を認める。</p> <p>【効果】 商工会議所の出資は、ベンチャー企業の資金調達の呼び水となる効果があり、結果、ベンチャー企業の事業展開の支援となる。特に創薬分野においては、初期段階においてベンチャー企業の役割は重要であり、その育成は日本の新薬開発の基礎となるものである。</p>	大阪商工会議所	経済産業省
42	26年 10月31日	26年 11月21日	再生可能エネルギーの自家使用に対するインセンティブ付与	<p>【要望の具体的内容】 再生可能エネルギーの自家使用(系統連系して電力会社に売電しなくて)もFITの対象にする。戸建や集合住宅での自家消費のみでなく、需給のバランスが取れる(逆潮流しない)範囲の「地域の自家消費」もFITの対象にする。</p> <p>【提案理由】 電力会社が相次いで事業者からの再生可能エネルギー買取りの新規受付を中止・回答保留している状況に陥っている。その理由の一つは「送電線の能力不足」とされている。他方、再生可能エネルギーによる地産地消(自家消費)は、国際公約とも言われているCO2排出量削減や地域活性化(※)にも貢献する施策であると考える。</p> <p>これらへの解決策(規制改革)として、系統に影響を及ぼさない範囲の自家消費の普及を加速することが肝要である。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
43	26年10月31日	26年11月21日	建設業許可基準の緩和	<p>法人役員の経営業務の管理責任者としての経験年数につき、業種に応じた短縮(法7条1号イ)、あるいは、実務経験の濃度に応じた5年相当の認定基準の緩和(同号ロ)を要望する。</p> <p>(1) 建設業許可の5年という経験要件は、建設業における工事の契約から引渡し、補修までの一通りの業務を経験するための期間として必要なものとされるが、実際には建設業と一口に言っても、業種や実務経験の積み方によって、一通りの経験を積むことが出来る期間は様々に異なるものである。例えば、電気通信工事業や電気工事業など一定の業種については、3年程度でも一通りの業務経験を積むことも可能である一方で、この条件が許可の継続あるいは新規参入の妨げになっている。</p> <p>(2) 地域の活性化や、科学・技術・情報通信分野における研究開発投資を促進し、日本の成長に結びつけるためには、経験要件を一律5年とするよりも、相当と認められる業種や経験者については要件の短縮を認めることにより、当該「建設業者」が迅速な意思決定を行えるよう、その法人の幹部人材選任手法を広く確保する必要があると考える。</p> <p>(3) 発注者保護という建設業法の目的を担保しながらも、産業の活性化を図れるよう、一定の業種については経験要件を3年としたり、5年に満たなくとも十分な経験を積んでいると認められる者に対しては経験要件を満たしたものとするなど、建設業の実態に合せて経験要件を見直すべきである。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	国土交通省
44	26年10月31日	26年11月21日	公拡法第5条(申し出)要件の緩和	公拡法による公有地買い取りの申し出は「都市計画区域内の100m <sup>2</sup> 以上の土地」という要件があるが、都市計画区域外の観光地などにおいて駐車場を整備する場合などは同法の適用がなく、地権者においては税控除を受けられないため、用地の確保に苦慮している。そのため、都市計画区域外において同法の適用を受けられるよう要件を緩和してもらいたい。	中大津市県	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
45	26年 10月31日	26年 11月21日	地域観光の振興に向けた民泊の実現	地域活性化に大きく寄与するとして期待されているものに民泊がある。民泊とは、その地域の一般家庭を旅館業の許可を得ずに宿泊施設として提供し、一般家庭はその対価を得るという仕組みであり、国体の開催時など宿泊施設が一時的に不足した場合に行われている。民泊を行うことで、宿泊施設が不足している地域でも、地域住民の住居を利用することによって、観光客を呼び込むことができ、観光を地域の産業として確立することができるようになる。また、民泊は一般的な旅館での宿泊と違い、宿泊を提供している一般家庭との触れ合いが密であるため、地域住民一人一人の魅力が、地域の資源として活かされる。旅行の主目的を地域住民との触れ合いにおく観光客の需要を掘り起こすことができ、また触れ合いによって生まれたつながりによりリピート率が高まる可能性もある。そのため、観光資源に乏しい地域でも、観光を産業として確立できるようになる。さらに、空き家の有効活用、民泊提供家庭への旅行者のマッチングサービスの創出、旅行業者が提供する旅行商品の幅の広がりなど、供給サイドを通じた観光需要の喚起にもつながる。しかしながら、民泊は旅館業法の無許可営業にあたるおそれがあり、国内で定常的に行われている例はほとんどない。実際、当社が民泊を提供してもよいという一般家庭を募り、宿泊希望者とのマッチングをさせるという事業を試みたところ、厚生労働省や県から旅館業法上の疑義があるため事業を取りやめるよう指導があった。現行制度では、対価を得て観光客等を宿泊させるには、旅館業の許可が必要だが、一般的な住居では、旅館業法及び条例により求められる施設基準等を満せるものではなく、施設基準等を満たすためには改築等により多大な費用が発生してしまう。仮に施設基準等を満たせたとしても、都市計画上の用途地域によっては旅館業の許可が下りない地域があるといわれている。このような課題を解決するには、例えば、宿泊施設が不足するような場合において、施設基準等を一般的な住居でも満たせるように相当程度緩和するとともに、用途地域を理由に許可されないということがないように、許可制を廃止し、届出制とすることなどが必要である。併せて、消防法、食品衛生法なども民泊の場合においては特例を設ける必要がある。以上が実現すれば、民泊が定常的に行われるようになり、地域活性化につながる。	民間企業	国土交通省 厚生労働省 総務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁
46	26年 10月31日	26年 11月21日	旧耐震建築物を増築する場合の既存部分への構造耐力規定(現行法)の適用緩和	<p>旧耐震建築物に増築する場合には、増築部分のみならず、既存建屋部分にも現行の構造耐力規定(現行法)が適用される。</p> <p>2005年の建築基準法改正までは、特定行政庁の判断により、たとえばエキスパンションジョイントで構造の縁を切る等により既設建家への適応はしない、ということも可能であったが、05年以降は厳格化によりそれが不可能となり、実質的に規制強化された。</p> <p>製鉄所の工場建屋については1981年以前(新耐震設計法施行前)に建設されたものが多く、(1)工場建屋のうち80%以上が現行法の耐震基準を満足していない。(2)各建屋の床面積が広大であり、単一で10万m<sup>2</sup>を超える工場建屋も存在する。</p> <p>新設備の導入等で前述(1)、(2)に該当する建屋の増築を行いたい場合には、耐震診断費用で数千万円、現行法に則した耐震補強費用で数億円の費用を要する。これでは経済的に成立しないため、建物増築を伴う設備投資は2005年以降途絶えている。現在も、設備投資による生産基盤強化のニーズは高いが、上記規制により思う限りの設備投資ができない。</p> <p>鉄鋼業における工場建屋等、広大な床面積を有する建屋に一律で現行規制を適用することは、地域産業活性化に逆行し、空洞化を促進する。</p> <p>現行法では増築部分の床面積が1/20以下かつ50m<sup>2</sup>以下の場合は、既存部分の現時点での耐震性が維持できる方法での増築ならば既存の耐震診断・補強まではしなくてもよいとされているが、これも小規模建築物を視野に入れた緩和規定であり、工場の増築では50m<sup>2</sup>以下というのは小さすぎて設備投資促進のプラスにならない。</p> <p>公共施設・住宅・事務所・工場など建物の性質により運用を変え、規模の大きい工場・倉庫建家(たとえば3,000m<sup>2</sup>以上)に対しては既存部分とエキスパンションジョイント等で構造的に切り離すことにより既存部分の耐震補強までは必要としないような運用としてほしい。</p>	民間企業	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
47	26年 10月31日	26年 11月21日	外国クルーズ船に限った非検疫港へのファーストポートとしての特例的な入港	<p>国の観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014では、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指し、クルーズ100万人時代の実現を目標として掲げており、本県においても、県内港湾で唯一、大型クルーズ船の入港が可能な水域と水深を備えている油津港に、今年度16万トン級に対応した係留施設の整備を予定している。</p> <p>外国大型クルーズ船の油津港への寄港は、本県の県南地域を中心とした県内観光地への多くの海外観光客の誘客に資するとともに、地域への経済波及効果も大きく、特に中国発着クルーズの日本太平洋側クルージングのファーストポートとして油津港が最も適していることから、南九州におけるクルーズの拠点として、府内関係部局や地元市など関係団体と一体となった大型クルーズ船の誘致活動を推進しているところである。</p> <p>しかしながら、油津港は無線検疫港には指定されているが、検疫港ではないため、一類感染症等発生国・流行地域からの船舶はファーストポートとして入港できない。</p> <p>したがって、油津港を検疫港並みの体制を整備した上で、近隣に検疫港もないことから、外国大型クルーズ船に限り、油津港へファーストポートとして寄港できるよう、特例的な扱いを認めることにより、地域活性化が大きく期待できる。</p>	日宮 南崎 市県 ・	厚生 労働 省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
48	26年 10月31日	26年 11月21日	検疫港指定 条件の一つ である対象 船舶の入港 隻数の緩和	<p>国の観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014では、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指し、クルーズ100万人時代の実現を目標として掲げており、本県においても、県内港湾で唯一、大型クルーズ船の入港が可能な水域と水深を備えている油津港に、今年度16万トン級に対応した係留施設の整備を予定している。</p> <p>外国大型クルーズ船の油津港への寄港は、本県の県南地域を中心とした県内観光地への多くの海外観光客の誘客に資するとともに、地域への経済波及効果も大きく、特に中国発着クルーズの日本太平洋側クルージングのファーストポートとして油津港が最も適していることから、南九州におけるクルーズの拠点として、府内関係部局や地元市など関係団体と一体となつた大型クルーズ船の誘致活動を推進しているところである。</p> <p>しかしながら、油津港は無線検疫港には指定されているが検疫港ではないため、一類感染症等発生国・流行地域からの船舶はファーストポートとして入港できない。</p> <p>したがって、油津港を検疫港並の体制を整備した上で、検疫港指定要件の一つである「対象船舶隻数等(検疫対象船年間入港隻数100隻が3年間)」に関して、油津港は年間約43隻ほど入港実績があり、近隣に検疫港もないことから、要件を緩和し、油津港を検疫港として指定することにより、地域活性化が大きく期待できる。</p>	日宮 南崎 市県 ・	厚生 労働 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
49	26年 10月31日	26年 11月21日	小規模な共同住宅における配置技術者専任制度の条件緩和	<p><b>【提案の具体的内容】</b> 社会情勢の変化にあわせて、建築一式工事における専任義務の金額基準の見直しを提案する。</p> <p><b>【提案理由】</b> 戸建て住宅の建築技術を基礎とした小規模な共同住宅(概ね3階建て以下かつ延べ床面積500m<sup>2</sup>未満)の工事現場における工程管理、品質管理、安全管理等は、RC建築に代表されるオフィスビルや分譲マンションの建設現場における管理業務と比較して、かなり容易なものとなっている。これらの物件は、非専任である戸建て住宅の現場管理業務と同等の運用でも施工品質の確保が可能。 一方、消費税の税率アップや小規模な共同住宅へのソーラー設備の設置等の影響により、これらの共同住宅の1物件当たりの請負代金額が増加傾向にある。 請負代金額5000万円以上の共同住宅の建築工事では専任義務が発生するが、上述の請負代金額の増加により、非専任の配置技術者で管理可能であった工事現場においても、技術者の専任が義務付けられることとなり、建設事業者の過度な人的負担を課すこととなっている。</p>	(公社)関西経済連合会	国土交通省
50	26年 10月31日	26年 11月21日	CLT工法について、建築基準法改正及び技術基準告示	<p>新型の集成材CLT(クロス・ラミネートイド・ティンバー)については、断熱性に優れているほか施工期間も大幅に縮減され、木材の需要拡大による地域産業の活性化につながるものと考えます。</p> <p>木造での中層建物の建築が可能になるよう、耐火構造等、現実的な基準に沿った建築基準法への改正を提案します。また、CLTに関する国交省告示を提案します。</p>	岡山県真庭市	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
51	26年 10月31日	26年 11月21日	上水道事業の過疎債活用	<p>平成19年の簡易水道の国庫補助事業の見直しに沿い、平成28年度末までの簡易水道事業の統合事業を進めていますが、統合完了後、給水人口が5千人を超えるため上水道事業となります。</p> <p>本市のように中山間部に位置し面積も広く人口密度が低い地域では、施設が点在しており施設管理にも莫大な費用を要しますが、上水道事業は、過疎債の対象となっていないため、今後の水道事業の経営が厳しいものになることが予想されます。</p> <p>将来にわたって安定的な給水を行える体制となるよう、過疎債の活用が可能な地域では、上水道事業についても過疎債が活用できるよう提案します。</p>	岡山県真庭市	総務省
52	26年 10月31日	26年 11月21日	過疎地等交通空白地域における自家用有償運送の運用ルールの緩和	<p>自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲に伴い、運用ルールの緩和も検討されているところですが、買い物難民と言われる自ら交通手段を持たない過疎地域の高齢者への福祉を目的に、同旅客運送と一緒に買い物支援として受注配達サービス(貨物)ができるよう提案します。</p>	岡山県真庭市	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
53	26年 10月14日	26年 11月21日	都市再生特別地区における容積配分の自由度の向上	<p>都市再生特別地区（以下「都市再生特区」という。）全体では高度利用を図りつつも、都市再生特区内でのメリハリのある都市開発ができるよう、都市再生特別措置法（以下「都再特措法」という。）第36条第2項で定める建築物の容積率の最高限度「10分の40以上の数値を定めるものに限る。」を撤廃あるいは引き下げるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>都市再生特別措置法では、第36条第2項にて建築物の容積率の最高限度を「10分の40以上の数値を定めるものに限る。」と定め、土地の一律的な高度利用を誘導している。このため、街区全体を一つのプロジェクトで開発する場合以外では、個別の建築物が採算性を上げるために400%以上に設定された最高限度に近い容積率で建築されてしまい、高層ビル等の高度利用街区と広場や低層商業施設・公共施設等の低利用街区等を内包したメリハリのある魅力的な都市作りができない。あらかじめ街区ごとに適切な容積率を定めておかないと、結果的に、一団地認定や事業者・所有者間での一体開発に向けた調整が必要となり、事業の遅延や特区内でのコンセプトの不統一さへつながるからである。都市再生特区は、従来の都市計画と違い周囲とのバランスではなく、ある区域において土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域に定められる地区であるが、当該地区を一律で容積率の最高限度を定めることは合理的ではなく、その地域の実情に応じて適切に建築物の建築を誘導するため、高度利用を図るエリアと低利用により環境を確保するエリアを一體的な計画により整備する開発を念頭に、街区ごとに適切な容積率の最高限度を定めつつ、都市再生特区全体で土地の高度利用が図られることが望ましい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
54	26年 10月11日	26年 11月21日	地方の鉄道への「上下分離方式」の導入を。	<p>地方の鉄道（特に3大都市圏以外の中小私鉄）がピンチです。世界的にも少ない完全独立採算制のため、赤字が即、廃線につながっています。鉄道がバスに代わると、環境の悪化や道路渋滞の悪化、街の衰退をもたらします。</p> <p>また、地方の鉄道は、富山市のようにコンパクトシティ化にも有効です。設備や車両などを行政が維持して運行を民間に委託する「上下分離方式」をできるだけ多くの中小私鉄に早く導入してください。これ以上、地方の衰退を指をくわえて見ていくわけにはいきません。ある程度の規模の街は、バスではダメだという意識を持ってください。</p> <p>地方の鉄道が元気になれば地方創生にもつながります。人と環境に優しく交通渋滞を緩和する地方鉄道が、今より上下分離方式を導入しやすくなるよう、規制を緩和してください。</p>	個人	国土交通省